

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月20日
照会部署名 島根事務センター管理・厚生年金適用G
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) (G長) 笹岡 功
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 佐々木

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚適 No. 2010— 3	本部受付番号 No. 2010—639
---------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

任意適用事業所が全喪する場合の全喪届の提出の要否について

(内容)

〈健保法33条、厚年8条、健保則20条・22条、厚年則13条の2・14条、業務処理マニュアル(健保・厚年)I-2-10任意適用事業所の全喪〉

上記関係法令によると、強制適用事業所については「届書の提出」の義務が明記してありますが、任意適用事業所については一貫して「申請」と「認可」という文言が記載されています。これは、加入も脱退も任意であるからとの解釈でよろしいでしょうか。

上記厚年則13条の2中のただし書きによると、全喪届の提出は必ずしも要しないと思われ申請書と添付書類で足りると解釈できますがいかがでしょうか。

一方、業務処理マニュアルには任意適用取消申請書及び従業員の同意書は全喪届の添付書類として位置づけられています。ここに疑義が生じていますのでお尋ねします。

この件は社会保険労務士からの照会があり、回答を求められているものです。

(ブロック本部回答)

上記関係法令によると、全喪届の提出は、強制適用事業所のみならず、「適用事業所」の事業主に提出が義務付けられている。ただし、任意適用事業所が、任意適用の取消の認可を受けようとする申請（任意適用取消申請書及び同意書）を行い、認可を受けて適用事業所でなくするとすると定められている。

にもかかわらず、業務処理マニュアルでは、全喪届の添付書類として任意適用取消申請書及び同意書が位置づけられており、法令との整合性が取れていなことから疑義が生じるため、適正な判断を本部へ求めることとする。

（参考通知）平成 15 年 11 月 12 日保険発第 1112001 号

回答日 平成 22 年 5 月 28 日

回答部署名 中国ブロック本部適用・徴収支援部 厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター 厚生年金適用支援グループ長 細美 辰雄

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

任意適用事業所である場合は、健康保険法施行規則第 20 条及び厚生年金保険法施行規則第 13 条の 2 の「適用事業所に該当しなくなった場合の届出」の規程からは除かれている。

しかしながら、機構が任意適用事業所のオンライン上で全喪処理をするうえでは、任意適用事業所であっても全喪届は必要な届出であることから、事業主等にはご理解をいただくよう説明をされたい。

回答日 平成 22 年 10 月 8 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上

(参考)

○健康保険法施行規則(大正十五年七月一日内務省令第三十六号)

(適用事業所に該当しなくなった場合の届出)

第二十条 適用事業所の事業主は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、第二十二条の規定により申請する場合を除き、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の適用事業所であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業所の名称及び所在地

三 適用事業所に該当しなくなった年月日及びその理由

2 前項の届書には、適用事業所に該当しなかつたことを証する書類を添付しなければならない。

(任意適用事業所の取消しの申請)

第二十二条 法第三十三条第一項の規定による認可の申請は、様式第二号による健康保険任意適用取消申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第八条第一項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用取消申請書にその旨を付記しなければならない。

2 健康保険任意適用取消申請書には、法第三十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

○厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年七月一日厚生省令第三十七号)

(適用事業所に該当しなかつた場合の届出)

第十三条の二 適用事業所の事業主(船舶所有者を除く。以下この項において同じ。)は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなかつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第十四条の規定により申請をするときは、この限りでない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業所の名称及び所在地

三 該当しなかつた年月日及びその事由

2 前項の届書には、適用事業所に該当しなかつたことを証する書類を添えなければならない。

3 第一項の届出は、機構に健康保険法施行規則第二十条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

4 船舶所有者は、船舶が適用事業所に該当しなかつたときは、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 船舶所有者の住所

二 適用事業所に該当しなかつた年月日及びその事由

5 前項の届書には、船舶が適用事業所に該当しなかつたことを証する書類を添えなければならない。

6 第四項の届出は、機構に船員保険法施行規則第五条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

(任意適用取消の申請)

第十四条 法第八条第一項の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用取消申請書(様式第六号)を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法第三十三条第一項の認可を受けるために、

健康保険法施行規則第二十二条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、法第八条第二項に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。